

農地中間管理事業PR動画製作業務仕様書

この業務仕様書は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下、「公社」という。）が実施する「農地中間管理事業PR動画製作業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

1 業務の概要

（１）目的

公社は、県知事から農地中間管理機構（以下、「機構」という。）の指定を受け農地中間管理事業（以下「事業」という。）による担い手への農地集積の業務を実施している。

公社は、事業による農地集積目標を年間３，０００haに設定しており、目標を達成するために農地を預けたい人（以下「出し手」という。）と農地を借りたい人（以下「受け手」という。）をはじめ、各農業関係機関団体が短時間で事業の内容やメリットを理解し、事業を活用するように、より一層の事業の周知を図る必要がある。

このため、公社や各市町村が出し手や受け手に対して行う地域での説明会や会議及びイベント等において幅広く活用でき、事業内容を視覚的に解りやすく事業内容の説明をする「PR動画」を製作し、事業について理解を深めることで、より効果的に事業の普及・啓発が図られることを目的とする。

（２）業務の場所

宮崎県内一円

（３）委託期間（完成期日）

委託契約の日から平成３１年３月８日（金）とする。

（４）受託料の上限額

２，０００千円（税抜）

2 業務の内容

機構が実施する事業について、農地の出し手や受け手となる農業者等に対して事業を周知・浸透させる「農地中間管理事業PR動画製作」に関する次の業務とする。

- （１）企画書等に基づいた台本作成、取材・撮影・編集等の実施（動画を効果的にするための演出を含む）。
- （２）公社が指示する動画素材としての行事や農作業、関係機関や農家等の活動状況等の撮影。
- （３）事業の説明を表や略図などで解説し、かつ事業を活用している出し手や受け手のインタビューを入れるものとする。
- （４）製作する動画は、１５分間程度で編集・製作し、DVDに収録するものとする。

3 成果品

次の成果品を提出することとする。

(1) 業務完了報告書

業務内容・成果品一覧

(2) 「PR動画」DVD

ア 2の業務内容において公社と協議の上、作成した素材。

イ データ形式は、一般的な家庭用プレイヤーでの再生及びDVDドライブ付パソコンでの複製が可能な形式とすること。

ウ 納品する成果品は、動画を収録したDVDマザー版一式及びDVD-Rコピー300枚とする。

なお、表面にタイトル等を印刷し、プラスチックケースに収納し、納品すること。

(3) 名義は次のとおりとする。

企画・著作 公益社団法人宮崎県農業振興公社

製作 受注者

4 留意事項

(1) 費用負担について

ア 本業務に係る費用については、全て受注者が負担するものとする。

イ 出演者起用に伴い後年度負担が発生する場合、発注者は負担しない。

ウ 出演者起用について、放映期限の定めなく使用できる手続きをすること。

エ 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた各許可手続きに必要な手数料等の経費については、当該委託料に含むこと。

(2) 受注者は、発注者の承諾なしに製作物を他に公表・貸与又は使用してはならない。

(3) その他

ア 発注者に納品した成果品に係る一切の権利及び二次的著作物利用権は、発注者に帰属するものとする。

イ 映像、音楽等の著作権、肖像権処理など、権利関係の処理を済ませたうえで成果品を納入すること。それらに関する紛争が生じた場合には、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないこと。

8 その他

(1) 受注者は、本業務の目的及び内容を熟知のうえ、作業を円滑に遂行するための必要な事項について、公社担当職員と密に協議を行い、作業の手戻りや遺漏がないようにしなければならない。

(2) 業務において、発注者、関係機関、農家などと十分打合せを行い円滑な作業の進捗に努めるものとする。

(3) 本仕様書に定めがない事項であっても、発注者が必要と認めて指示する簡易な事項については、受注者は、契約金額の範囲内で実施することとする。

(4) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵

守しなければならない。

- (6) 受注者は、業務実施に当たり、必要な土地及び施設等の利用や土地、家屋等へ立ち入る場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ることとし、第三者に迷惑を及ぼさないように十分注意しなければならない。
- (7) 受注者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上処理するものとする。